

# 第5次日田市行政改革大綱

第5次日田市行政改革第2期実行プラン

## 令和2年度 取組状況報告書

大分県 日田市

令和3年8月

<目次>

1. 第5次日田市行政改革大綱	1
2. 第5次日田市行政改革大綱の推進体制	1
3. 第5次日田市行政改革大綱（第2期実行プラン）の体系	2
4. 令和2年度取組の進捗状況	2
5. 各実施事項の取組状況	3
基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営	3
基本方針 II. 行政サービスの質の向上	4
6. 第5次日田市行政改革実行プランの変更について	5

# 1. 第5次日田市行政改革大綱

本市では、地方自治法第2条第14項（「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」）の基本原則に基づき、昭和60年以降、4次にわたり「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正な管理、市民との協働の推進等の行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

しかし、市政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、あるいは産業構造の変化等に伴い、市の収入が安定的に増加することが極めて難しい一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられないなど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況が見込まれます。そういった環境を背景として、行政運営において、市民福祉の向上や地域課題などへの対応は、市民と市民、市民と行政がともに考え、ともに汗を流す「市民協働」を中心とした運営への変革が必要となっています。

このような状況の中、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の使命を堅持することはもちろんのこと、自主財源の確保に直結する市税の適正な課税や徴収率向上のための取組、公共施設の計画的な管理だけでなく、市民協働によるまちづくりや地方創生に向けた取組が必要であり、それらを実行するため、平成29年度に第5次日田市行政改革大綱の策定を行いました。

この大綱では、平成30年度から令和9年度の10か年間にかけて7の推進項目を定め、令和2年度から令和5年度の4か年（第2期実行プラン）においては32の実施事項に取り組み、行政改革を推進していきます。

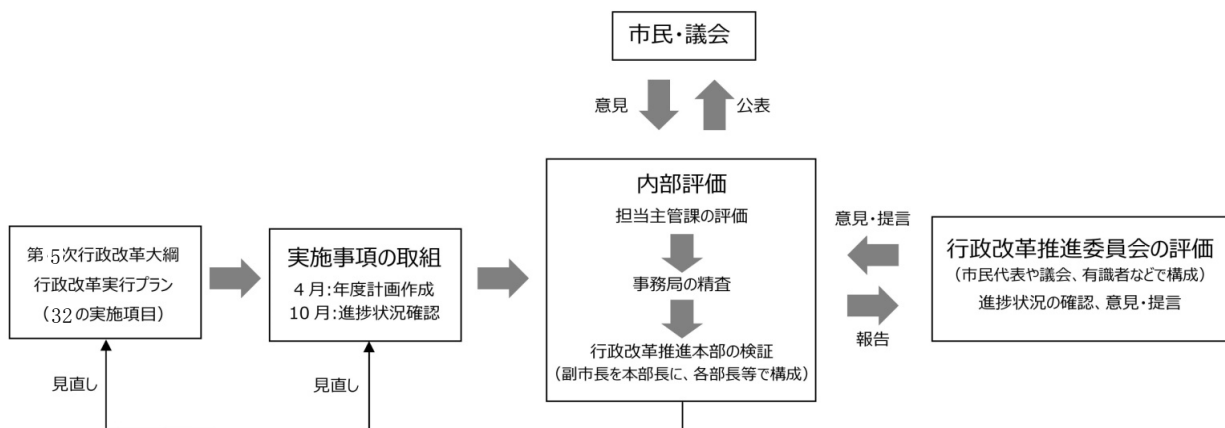
また、第5次行政改革大綱では、行政サービスの質の向上に繋がる取組が重要と捉え、改善目標額の設定は行わず、実行プランの実施事項ごとの実施内容や各年度の取組等の進捗状況を毎年度取りまとめて、進行管理を行います。

## 計画期間

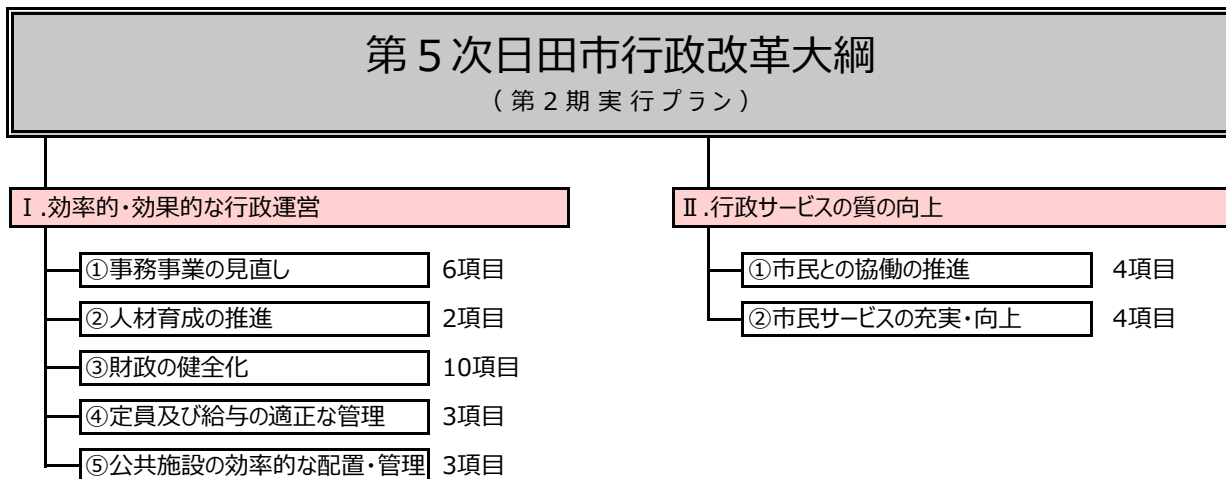
	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
総合 計画	第6次総合計画										
	基本計画（第1期）			基本計画（第2期）				基本計画（第3期）			
行政 改革 大綱	策定	第5次行政改革大綱									
		実行プラン （第1期）	実行プラン （第2期）				実行プラン （第3期）				

# 2. 第5次日田市行政改革大綱の推進体制

第5次日田市行政改革大綱については、各部（各部課）が第5次日田市行政改革実行プランに基づき、当該年度の取組計画を作成し主体的に推進するとともに、副市長を本部長とする「日田市行政改革推進本部」で推進状況及び進捗状況の確認を全庁的に行います。また、その結果を市民・市議会に公表するとともに、「日田市行政改革推進委員会」に報告し、様々な意見の集約に努め、以後の取組等に反映させていきます。



### 3. 第5次日田市行政改革大綱（第2期実行プラン）の体系



### 4. 令和2年度取組の進捗状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画どおりに実施できなかった取組も見受けられたものの、アフターコロナを見据えた、「新しい生活様式」を実践するための対応や行政のデジタル化の推進といった社会情勢の変化に関連する取組において進捗が図られました。

- ・「第5次日田市行政改革大綱」（H30～R9年度）の令和2年度の取組の進捗状況は以下のとおりです。
- ・第2期実行プランに位置付けている32の実施事項（84の取組）のうち、**約7割の取組（65の取組）について「実施（達成）」**の評価となっています。
- ・「未実施（未達成）」（10の取組）の主な取組は、**「No.9 施設使用料の見直し」「No.21 公共施設総合管理計画の推進」**となっています。
- ・個別の実施事項の進捗状況は別冊の進行管理シートを確認ください。

	推進項目	取組数	実施状況		
			実施 達成	一部実施	未実施 未達成
<b>1.</b>	<b>効率的・効果的な行政運営</b>	<b>60</b>	<b>46</b>	<b>7</b>	<b>7</b>
	1 事務事業の見直し	14	13	1	
	2 人材育成の推進	4	2	1	1
	3 財政の健全化	24	16	3	5
	4 定員及び給与の適正な管理	12	12		
	5 公共施設等の適正な配置・管理	6	3	2	1
<b>2.</b>	<b>行政サービスの質の向上</b>	<b>24</b>	<b>19</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
	6 市民との協働の推進	15	13	1	1
	7 市民サービスの充実・向上	9	6	1	2
<b>合計</b>		<b>84</b>	<b>65</b>	<b>9</b>	<b>10</b>
		100.0%	77.4%	10.7%	11.9%

## 5. 各実施事項の取組状況

### 基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	NO	実施事項	担当課	R2取組			R3取組			R4取組			R5取組			進行管理シート ページ 番号
				実施 達成	一部実施	未実施 未達成	実施 達成	一部実施	未実施 未達成	実施 達成	一部実施	未実施 未達成	実施 達成	一部実施	未実施 未達成	
1. 事務事業の見直し				13	1											
	1	行政評価システムの見直し・改善	地方創生推進課	3											1	
	2	公文書管理方法の見直し	総務課	2	1										3	
	4	組織・機構の計画的な見直し	総務課	1											5	
	33	I C Tの活用	地方創生推進課	2											7	
	34	一課一改善運動の推進	地方創生推進課	2											9	
	35	実施計画策定方法の見直し	地方創生推進課	3											11	
2. 人材育成の推進				2	1	1										
	5	人材育成の推進	総務課		1	1									13	
	6	職員提案制度の推進	地方創生推進課	2											15	
3. 財政の健全化				16	3	5										
	7	財務書類等を活用した適正な財政運営	財政課	4		1									17	
	8	補助金の適正化	地方創生推進課	2											19	
	9	施設使用料の見直し	地方創生推進課		1	2									21	
	10	使用料・手数料の見直し	財政課・地方創生推進課	1											23	
	11	有料広告事業の活用	地方創生推進課	2											25	
	12	税の徴収率の向上	税務課			1									27	
	13	第三セクターの見直し	地方創生推進課	2											29	
	14	ふるさと納税の促進	地方創生推進課	1											31	
	15	上下水道の整理合理化	経営管理課	2											33	
	16	上下水道料金の徴収率の向上及び料金見直し	経営管理課	2	2	1									35	
4. 定員及び給与の適正な管理				12												
	18	定員管理の適正化	総務課	4											37	
	19	給与の適正な管理	総務課	1											39	
	20	時間外勤務の縮減	総務課	7											41	
5. 公共施設等の適正な配置・管理				3	2	1										
	21	公共施設等総合管理計画の推進	地方創生推進課	1	1	1									43	
	22	指定管理者制度活用の適正化	地方創生推進課	1											45	
	23	老人福祉センターの民間委託の推進	老人福祉センター	1	1										47	

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	NO	実施事項	担当課	R2取組			R3取組			R4取組			R5取組			進行管理シートページ番号
				実施達成	一部実施	未実施未達成	実施達成	一部実施	未実施未達成	実施達成	一部実施	未実施未達成	実施達成	一部実施	未実施未達成	
1. 市民との協働の推進				13	1	1										
	24	NPO等との協働の推進	まちづくり推進課	3											49	
	25	新しい公共の推進	まちづくり推進課	2	1										51	
	26	情報提供の充実	地方創生推進課	3											53	
	27	自主防災組織体制の強化	防災・危機管理課	5		1									55	
2. 市民サービスの充実・向上				6	1	2										
	29	窓口業務の効率化	総務課	2	1										57	
	30	緊急時の情報伝達手段の充実	防災・危機管理課	3											59	
	31	広聴活動の充実	地方創生推進課	1		1									61	
	32	水郷TVと民間ケーブルテレビとの一元化の検討	情報統計課			1									63	
合計				65	9	10										
				77.4%	10.7%	11.9%										

## 6. 第5次日田市行政改革実行プランの変更について

### 基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	実施事項	担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
1. 事務事業の見直し	【No.2】 公文書管理方法の見直し (4ページ)	総務課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの作成（見直しを含む。） ○歴史的公文書の具体的選別の試行運用（全庁） ○電子決裁の試行運用	<b>【目標に向けた取組】</b> ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの作成（見直しを含む。） ○歴史的公文書の具体的選別の試行運用（全庁） ○電子決裁の <b>本格</b> 運用
		担当課	令和4年度取組	
		総務課	変更前	変更後
		総務課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○歴史的公文書の選別による保管方法の検討 ○電子決裁の本格運用 <b>【継続的な取組】</b> ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの更新	<b>【目標に向けた取組】</b> ○歴史的公文書の選別による保管方法の検討 <b>【継続的な取組】</b> ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの更新 ○電子決裁の <b>継続</b> 運用
<b>変更理由</b> 行政のデジタル化の動きが加速していることや、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和4年度に予定していた電子決裁の本格運用を令和3年度に前倒すため、上記の修正を行うもの。				

基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	実施事項	担当課	実施内容・実施による効果	
			変更前	変更後
1. 事務事業の見直し	【N o .33】 ICTの活用 (8ページ)	情報統計課	<p>【実施内容】 定型的な業務にRPAやAI-OCR等のICTを活用することで事務の自動化・効率化を図るとともに、類似業務を行う他課との連携を検討し、全庁的に事務の効率化を図る。</p> <p>【実施による効果】 ICTを活用することで職員の労力及び誤入力等を削減するとともに、窓口業務においては、市民の待ち時間の軽減を図る。</p>	<p>【実施内容】 <b>定型的な業務に対してRPAやAI-OCR等の活用を推進するほか、業務の効率化を支援する各種業務システムを積極的に導入することで行政事務の効率化を進める。また、キャッシュレス決済の導入や行政手続きのオンライン化などICTを活用した行政改革を実施する。</b></p> <p>【実施による効果】 <b>ICTを活用することで職員の労力やシステムの誤操作などを削減し、行政事務を効率化することができる。また、申請受付窓口等に業務支援システムを導入することで、市民の待ち時間の軽減などを図るほか、キャッシュレス決済の導入により市民サービスの質を向上させることができる。</b></p>
		担当課	令和3年度取組	
		情報統計課	<p>【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCRの導入範囲拡張 ○窓口支援システムの導入（市民課）</p>	<p>【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCR導入範囲の<b>拡大</b> ○窓口支援システムの導入（市民課） ○<b>キャッシュレス決済の導入</b></p>
		担当課	令和4年度取組	
		情報統計課	<p>【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCRの導入範囲拡張の検討 ○窓口支援システムの連携（1階窓口全体）</p>	<p>【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCR導入範囲の<b>拡大</b> ○窓口支援システムの連携（1階窓口全体） ○<b>キャッシュレス決済対象業務の拡大</b></p>
		担当課	令和5年度取組	
		情報統計課	<p>【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCRの導入範囲拡張の検討</p>	<p>【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCR導入範囲の<b>拡大</b></p>

変更理由

職員の現金取扱いリスク及び集計作業の負担軽減のため、令和3年度の取組として「キャッシュレス決済の導入」を追加するもの。接触することなく会計を行うことができるため、新型コロナウイルス感染症対策としての効果も期待できる。



基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	実施事項	担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
3.財政の健全化	【No.9】 施設使用料の見直し (22ページ)	地方創生推進課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○運用開始 ○利用者への周知を行う	<b>【目標に向けた取組】</b> ○ <b>施設使用料の減免対象を整理する</b> ○ <b>条例改正等の必要な事務手続きを行う</b> ○利用者への周知を行う

変更理由

主な施設使用料の減免状況や他市の取組状況について把握しているが、令和2年度に、その状況を踏まえた減免団体の基準の整理には至らなかったことから、令和3年度に整理を行うもの。

推進項目	実施事項	担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
3.財政の健全化	【No.13】 第三セクターの見直し (30ページ)	地方創生推進課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○第三セクターの民営化 <b>【継続的な取組】</b> ○第三セクターの民営化を視野にいれた経営改善等の助言・指導を行う	<b>【継続的な取組】</b> ○第三セクターの民営化を視野にいれた経営改善等の助言・指導を行う

変更理由

令和3年度を予定していた有限会社かみつエグリーン商事の民営化が、令和2年度に完了したため。

推進項目	実施事項	担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
3.財政の健全化	【No.14】 ふるさと納税の促進 (32ページ)	地方創生推進課	○寄附金目標額 390,000,000円	○寄附金目標額 <b>500,000,000円</b>
		担当課	令和4年度取組	
		地方創生推進課	○寄附金目標額 460,000,000円	○寄附金目標額 <b>500,000,000円</b>
		担当課	令和5年度取組	
		地方創生推進課	○寄附金目標額 500,000,000円	○寄附金目標額 <b>500,000,000円</b>

変更理由

令和2年度のふるさと納税実績に基づき、令和3年度に当初予算の寄附額を500,000,000円としているため、目標額を現状に合わせ、修正したもの。

基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	実施事項	担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
4. 定員及び給与の適正な管理	【No.20】 時間外勤務の縮減 (42ページ)	総務課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○必要に応じた庶務事務システムの改修を実施 ○時間外勤務の縮減に向けたシステムの導入を実施 <b>【継続的な取組】</b> ○時短検討委員会の開催 ○時間外勤務の縮減徹底 ○課別ヒアリング ○時間外勤務縮減強化月間の実施 ○ノー残業デーの実施	<b>【目標に向けた取組】</b> ○必要に応じた庶務事務システムの改修を実施 ○時間外勤務の縮減に向けたシステムの導入を <b>検討</b> ・実施 <b>【継続的な取組】</b> ○時短検討委員会の開催 ○時間外勤務の縮減徹底 ○課別ヒアリング ○時間外勤務縮減強化月間の実施 ○ノー残業デーの実施

変更理由

令和2年度に時間外勤務の縮減に向けたシステムの導入について、既存のシステムの改修を検討した結果、改修にかかる費用が大きいため引き続き検討することとなった。

推進項目	実施事項	担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
5. 公共施設等の適正な配置・管理	【No.21】 公共施設等総合管理計画の推進 (44ページ)	地方創生推進課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を10.4%削減	<b>【目標に向けた取組】</b> ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を <b>7.1%</b> 削減
		担当課	令和4年度取組	
		地方創生推進課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を11.4%削減	<b>【目標に向けた取組】</b> ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を <b>10.5%</b> 削減
		担当課	令和5年度取組	
		地方創生推進課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を12.2%削減	<b>【目標に向けた取組】</b> ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を <b>10.7%</b> 削減

変更理由

新たな行政需要に対応するために新規施設を整備したことや、施設の移管先との協議に時間を要していること、災害等により施設の取壊しを延期したこと等により、進捗が遅れていることから各施設の取壊し・移管等の実施時期を見直したものの。

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	実施事項	担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
1. 市民との協働の推進	【No.26】 情報提供の充実 (54ページ)	地方創生推進課	<b>【目標に向けた取組】</b> ○ホームページ改修 <b>【継続的な取組】</b> ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用	<b>【継続的な取組】</b> ○ <b>職員に対するホームページ研修</b> ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用
		担当課	令和4年度取組	
		地方創生推進課	<b>【継続的な取組】</b> ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用	<b>【継続的な取組】</b> ○ <b>職員に対するホームページ研修</b> ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用
		担当課	令和5年度取組	
		地方創生推進課	<b>【継続的な取組】</b> ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用	<b>【継続的な取組】</b> ○ <b>職員に対するホームページ研修</b> ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用

変更理由

令和2年度にホームページのトップページを改修とオープンデータ連携機能の追加をしたため、令和3年度の目標は達成した。令和3年度より新たに「継続的な取組」に「職員に対するホームページ研修」を追加し、毎年度ホームページの研修を実施することで、ホームページに対する職員の意識改革に努め、職員一人ひとりがホームページの編集ができることにより、行政情報をタイムリーに発信することができる。また、ホームページの掲載内容が充実するとともに、市民との情報共有が増す。

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	実施事項	担当課	実施内容・実施による効果	
			変更前	変更後
2.市民サービスの充実・向上	【No. 30】 緊急時の情報伝達手段の充実 (60ページ)	防災・危機管理課	【実施内容】 市民が災害時に緊急情報や行政情報を受け取れるように、新たな同報無線システムなど情報伝達手段の充実を図るとともに、市民に対して、市が利用している情報伝達手段の周知を図る。	【実施内容】 市民が災害時に緊急情報や行政情報を受け取れるように、新たな同報無線システムなど情報伝達手段の充実を図るとともに、市民に対して、市が利用している情報伝達手段の周知と <b>各世帯への普及促進を図る。</b>
		担当課	令和3年度取組	
			変更前	変更後
		防災・危機管理課	【継続的な取組】 ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段を周知する	【継続的な取組】 ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段の周知と <b>各世帯への普及促進</b>
		担当課	令和4年度取組	
			変更前	変更後
		防災・危機管理課	【継続的な取組】 ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段を周知する	【継続的な取組】 ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段の周知と <b>各世帯への普及促進</b>
担当課	令和5年度取組			
	変更前	変更後		
防災・危機管理課	【継続的な取組】 ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段を周知する	【継続的な取組】 ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段の周知と <b>各世帯への普及促進</b>		
<p>変更理由</p> <p>280MHz 防災行政無線システムの導入が完了して、各世帯へ防災ラジオの周知に加え、普及の促進を図るもの。</p>				